

国立大学法人東京学芸大学預り金事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年9月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学預り金事務取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学預り金事務取扱要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学預り金事務取扱要項の一部改正について

改正理由：預り金管理体制の強化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(帳簿及び報告)</p> <p>第6条 分任預り金出納役は、現金出納簿を備え付け、現金及び預金の受入れ並びに払出しを記帳整理するものとする。</p> <p>2 分任預り金出納役は、年度途中で新規に預り金口座を開設したときは、速やかに預り金口座開設報告書(別紙様式第3号)を作成し、主任預り金出納役へ報告しなければならない。</p> <p>3 分任預り金出納役は、<u>四半期ごとに、預り金収支報告書(別紙様式第4号)を作成し、当該四半期経過後の15日までに主任預り金出納役へ報告しなければならない。</u></p> <p>(預り金集計表の作成)</p> <p>第7条 主任預り金出納役は、前条第3項の報告に基づき、<u>当該事業年度終了後、預り金集計表(別紙様式第5号)を作成し、出納命令役に報告しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年9月25日から施行する。ただし、平成25事業年度の第1及び第2四半期分については、上半期分として報告するものとする。</u></p> <p><u>別紙様式第4号「預り金収支報告書」</u>(別紙B参照)  <u>別紙様式第5号「預り金集計表」</u>(別紙D参照)</p>	<p>[省略]</p> <p>(帳簿及び報告)</p> <p>第6条 分任預り金出納役は、現金出納簿を備え付け、現金及び預金の受入れ並びに払出しを記帳整理するものとする。</p> <p>2 分任預り金出納役は、年度途中で新規に預り金口座を開設したときは、速やかに預り金口座開設報告書(別紙様式第3号)を作成し、主任預り金出納役へ報告しなければならない。</p> <p>3 分任預り金出納役は、<u>当該年度終了後、預り金収支報告書(別紙様式第4号)を作成し、翌月の10日までに主任預り金出納役へ報告しなければならない。</u></p> <p>(預り金集計表の作成)</p> <p>第7条 主任預り金出納役は、前条第3項の報告を受け、<u>預り金集計表(別紙様式第5号)を作成し、出納命令役に報告しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>別紙様式第4号「預り金収支報告書」</u>(別紙A参照)  <u>別紙様式第5号「預り金集計表」</u>(別紙C参照)</p>







平成 年 月 日

## 平成 年度 預り金集計表

出納命令役 財務施設部長		財務課長	財務課副課長	決算係長	
主任預り金出納役 経理課長		経理課副課長	出納第一係長	起案者	
預り金出納役別		前年度末残高	本年度入金額	本年度出金額	本年度末残高
分 任 預 り 金 出 納 役	人事課	預金	円	円	円
		現金			
	学務課	預金			
		現金			
	学生課	預金			
		現金			
	国際課	預金			
		現金			
	附属幼稚園小 金井園舎	預金			
		現金			
	附属世田谷小学校	預金			
		現金			
	附属小金井小学校	預金			
		現金			
	附属大泉小学校	預金			
		現金			
	附属竹早小学校	預金			
		現金			
	附属世田谷中学校	預金			
		現金			
附属小金井中学校	預金				
	現金				
附属竹早中学校	預金				
	現金				
附属高等学校	預金				
	現金				
附属国際中等 教育学校	預金				
	現金				
附属特別支援学校	預金				
	現金				
計	預金				
	現金				